〇指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準

条例	規則	解釈通知
○福井県指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基	〇福井県指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基	〇福井県指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基
準等に関する条例 (平成二十六年福井県条例第五十九号)	準等に関する条例施行規則 (平成二十七年福井県規則第十一号)	準について (平成二十七年福井県健康福祉部長寿福祉課長通知)
目次 第一章 総則(第一条一第四条) 第三章 運営に関する基準(第五条・第六条) 第三章 運営に関する基準(第七条一第三十二条) 第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第三十三条) 第五章 雑則(第三十四条) 附則 第一章 総則 (趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十七条第一項第一号、第七十九条第二項第一号ならびに第八十一条第一項および第二項の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員 および運営に関する基準等を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この規則は、福井県指定居宅介護支援等の事業の 人員および運営の基準等に関する条例(平成二十六年福 井県条例第五十九号。以下「条例」という。)の施行に関 し必要な事項を定めるものとする。	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第81条第1項および第2項に規定される指定居宅介護支援事業の基準については、「福井県指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例(平成26年福井県条例第59号)」(以下「基準条例」という。)および「福井県指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例施行規則(平成27年福井県規則第11号)」(以下「基準規則」という。)で定められ、平成27年4月1日から施行されるところである。 基準条例、基準規則で定める基準の趣旨および内容は下記のとおりであるので、基準に反することのないよう、その取扱いに十分留意されたい。 記[目次] 第1 基準の性格 第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

条例	規則	解釈通知
		第一 基準の性格
		1 基準は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅
		介護支援の事業がその目的を達成するために必要な最
		低限度の基準を定めたものであり、指定居宅介護支援
		事業者及び基準該当居宅介護支援事業者は、基準を充
		足することで足りるとすることなく常にその事業の運
		営の向上に努めなければならないものである。
		2 指定居宅介護支援の事業を行う者又は行おうとする
		者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居
		宅介護支援事業者の指定又は更新は受けられず、また、
		基準に違反することが明らかになった場合には、①相
		当の期限を定めて基準を遵守する勧告を行い、②相当
		の期限内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧
		告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
		③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなか
		ったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置
		をとるよう命令することができるものであること。た
		だし、③の命令をした場合には事業者名、命令に至っ
		た経緯等を公表しなければならない。なお、③の命令
		に従わない場合には、当該指定を敢り消すこと、又は
		取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若
		しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービス
		が行われていることが判明した場合、当該サービスに
		関する介護報酬の請求を停止させる)ができる。
		ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な
		運営ができなくなったものとして、指定の全部若しく
		は一部の停止又は直ちに取り消すことができるもので
		あること。

条例	規則	解釈通知
		① 指定居宅介護支援事業者及びその従業者が、居宅
		サービス計画の作成又は変更に関し、利川者に対し
		て特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利
		用させることの対償として、当該居宅サービス事業
		者等から金品その他の財産上の利益を収受したとき
		その他の自己の利益を図るために基準に違反したと
		き
		② 利用者の生介又は身体の安全に危害を及ぼすおそ
		れがあるとき
		③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反
		があったとき
		3 運営に関する基準に従って事業の運営をすることが
(定義)		できなくなったことを理由として指定が取り消され、
 第二条 この条例で使用する用語の意義は、法および介護		法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定の
保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)で使用する		申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する
用語の例による。		基準を遵守することを確保することに特段の注意が必
用語の物による。		要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り
		指定を行わないものとする。
(基本方針)		4 特に、指定居宅介護支援の事業においては、基準に
第三条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった		合致することを前提に自由に事業への参入を認めてい
場合においても、その利用者が可能な限りその居宅にお		ること等に鑑み、基準違反に対しては、厳正に対応す
いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ		べきであること。
とができるように配慮して行われるものでなければなら		
たい。		第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、そ		カー 旧た石七月改入版寺の事未の八貝及の連合に関する 基準
の置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、		1 基本方針
適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な		介護保険制度においては、要介護者である利用者に

条例	規則	解釈通知
事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し		対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置か
て行われるものでなければならない。		れている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指
3 指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定		定居宅サービス等が、多様なサービス提供主体により
する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。) は、指		総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅介護支援を
定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思およ		保険給付の対象として位置づけたものであり、その重
び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に		要性に鑑み、保険給付率についても特に10割としてい
提供される指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に		るところである。
		基準条例第3条第1項は、「在宅介護の重視」という
規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定		介護保険制度の基本理念を実現するため、指定居宅介
の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏する		護支援の事業を行うに当たってのもっとも重要な基本
ことのないよう、公正中立に行わなければならない。		方針として、利用者からの相談、依頼があった場合に
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、		は、利用者自身の立場に立ち、常にまず、その居宅に
市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第百十五条の四		おいて目常生活を営むことができるように支援するこ
十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉		とができるかどうかという視点から検討を行い支援を
法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七の二		行うべきことを定めたものである。 このほか、指定居宅介護支援の事業の基本方針とし
に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支		て、介護保険制度の基本理念である、高齢者自身によ
援事業者、指定介護予防支援事業者(法第五十八条第一		るサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合
項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同		的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等を掲げて
じ。)、介護保険施設等との連携に努めなければならない。		いる。介護保険の基本理念を実現する上で、指定居宅
5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐		介護支援事業者が極めて重要な役割を果たすことを求
		めたものであり、指定居宅介護支援事業者は、常にこ
特の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整 		の基本方針を踏まえた事業運営を図らなければならな
備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する		٧٠°
等の措置を講ずるよう努めなければならない。		2 人員に関する基準
		指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業
(申請者の要件)		所に介護支援専門員を配置しなければならないが、利
第四条 法第七十九条第二項第一号の条例で定める者は、		用者の自立の支援及び生活の質の向上を図るための居

条例	規則	
	况 則	
法人とする。		宅介護支援の能力を十分に有する者を充てるよう心が
		ける必要がある。
第二章 人員に関する基準		また、基準条例第5条及び第6条に係る運用に当た
		っては、次の点に留意する必要がある。
(従業者の員数)		(1) 介護支援専門員の員数
第五条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業		介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所ごとに
所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに一		必ず一人以上を常勤で置くこととされており、常勤の
		考え方は(3)の①のとおりである。常勤の介護支援
以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援		専門員を置くべきこととしたのは、指定居宅介護支援
専門員であって常勤であるもの(以下次条第二項を除き、		事業所の営業時間中は、介護支援専門員は常に利用者
単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならな		からの相談等に対応できる体制を整えている必要が
٧١°		あるという趣旨であり、介護支援専門員がその業務上
2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五ま		の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、
 たはその端数を増すごとに一とする。		当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、そ
		の他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門
(管理者)	(管理者)	員に連絡が取れる体制としておく必要がある。
(1-21)		なお、介護支援専門員については、他の業務との兼
第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事 	第二条 条例第六条第三項ただし書(条例第三十三条にお	務を認められているところであるが、これは、居宅介
業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。	いて準用する場合を含む。)の規則で定める場合は、同条	護支援の事業が、指定居宅サービス等の実態を知悉す
2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければ	第一項に規定する管理者が次のいずれかに該当する場合	る者により併せて行われることが効果的であるとさ
ならない。	とする。	れる場合もあることに配慮したものである。
3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する	一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介	また、当該常勤の介護支援専門員の配置は利用者の
 者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、	 	数 35 人に対して一人を基準とするものであり、利用
この限りでない。	二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事	者の数が 35 人又はその端数を増すごとに増員するこ
CVPA7 CAV o		とが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門
	する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管	員については非常勤とすることを妨げるものではな
	理に支障がない場合に限る。)	<i>٧</i> ٠°
		また、当該非常勤の介護支援専門員に係る他の業務

条例	規則	解釈通知
		との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専
		従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないも
		のであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービ
		ス事業の業務を指すものではない。
		(2) 管理者
		指定居宅介護支援事業所に置くべき管理者は、介
		護支援専門員であって、専ら管理者の職務に従事す
		る常勤の者でなければならないが、当該指定居宅介
		護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場
		合及び管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務
		に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事
		業所の管理に支障がない場合に限る。) は必ずしも専
		ら管理者の織務に従事する常勤の者でなくても差し
		支えないこととされている。この場合、
		同一敷地内にある他の事業所とは、必ずしも指定居
		宅サービス事業を行う事業所に限るものではなく、
		例えば、介護保険施設、病院、診療所、薬局等の業
		務に従事する場合も、当該指定居宅介護支援事業所
		の管理に支障がない限り認められるものである。
		指定居宅介護支援事業所の管理者は、指定居宅介
		護支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利
		用申込等に対応できる体制を整えている必要がある
		ものであり、管理者が介護支援専門員を兼務してい
		て、その業務上の必要性から当該事業所に不在とな
		る場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用
		者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必
		要がある。
		また、例えば、訪問系サービスの事業所において

条例	規則	解釈通知
		訪問サービスそのものに従事する従業者との兼務は
		一般的には管理者の業務に支障があると考えられる
		が、訪問サービスに従事する勤務時間が限られてい
		る職員の場合には、支障がないと認められる場合も
		ありうる。また、併設する事業所に原則として常駐
		する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問
		看護等の管理者等との兼務は可能と考えられる。な
		お、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との
		兼務は認められないものである。
		(3) 用語の定義
		「常勤」及び「専らその職務に従事する」の定義
		はそれぞれ次のとおりである。
		① 「常勤」
		当該事業所における勤務時間(当該事業所にお
		いて、指定居宅介護支援以外の事業を行っている
		場合には、当該事業に従事している時間を含む。)
		が、当該事業所において定められている常勤の従
		業者が勤務すべき時間数 (週 32 時間を下回る場合
		は週32時間を基本とする。)に達していることを
		いうものである。ただし、育児休業、介護休業等
		育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法
		律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定
		する所定労働時間の短縮措置が講じられている者
		については、利用者の処遇に支障がない体制が事
		業所として整っている場合は、例外的に常勤の従
		業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱
		うことを可能とする。
		また、同一の事業者によって当該事業所に併設

条例	規則	解釈通知
		される事業所の職務であって、当該事業所の職務と
		同時並行的に行われることが差し支えないと考え
		られるものについては、その勤務時間が常勤の従業
		者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件
		を満たすものであることとする。例えば、同一の事
		業者によって指定訪問介護事業所が併設されてい
		る場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介
		護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤
		務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満
		たすこととなる。
		② 「専らその職務に従事する」
		原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サ
		ービス以外の職務に従事しないことをいうものであ
		న .
		③ 「事業所」
		事業所とは、介護支援専門員が居宅介護支援を行
		う本拠であり、具体的には管理者がサービスの利用
		申込の調整等を行い、居宅介護支援に必要な利用者
		ごとに作成する帳簿類を保管し、利用者との面接相
第三章 運営に関する基準		談に必要な設備及び備品を備える場所である。
		3 運営に関する基準
(内容および手続の説明および同意)	(内容および手続の説明および同意)	(1) 内容及び手続きの説明及び同意
第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の	第三条 指定居宅介護支援事業者は、条例第七条第三項(条	基準条例第7条は、基本理念としての高齢者自身
提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその	 例第三十三条において準用する場合を含む。) の規定によ	によるサービス選択を具体化したものである。利用
家族に対し、第二十一条に規定する運営規程の概要その	り条例第七条第一項に規定する重要事項(次項において	者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支
他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる	「重要事項」という。)を提供しようとするときは、あら	援事業者についても自由に選択できることが基本で
		あり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、するよいは、火装利用申込まればるの
重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供	かじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用	た場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその

条例の開始について利用申込者の同意を得なければならな

いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事

規則

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第三条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

V10

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの(次項において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- 4 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者またはその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式
- 2 条例第七条第三項(条例第三十三条において準用する 場合を含む。)の規則で定める方法は、次に掲げる方法と する。
 - 電子情報処理組織を使用する方法のうちイまたはロ に掲げるもの
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機 と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算 機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信 者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法
 - ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに記録された重要事項を電気 通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧 に供し、当該利用申込者またはその家族の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項 を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨 の承諾または受けない旨の申出をする場合にあって は、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに

解釈通知

家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保特、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準条例第3条の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得なければならない。

条例	規則	解釈通知
	準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ	
	とができる物をもって調製するファイルに重要事項を	
	記録したものを交付する方法	
	3 前項に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がフ	
	ァイルへの記録を出力することによる文書を作成するこ	
	とができるものでなければならない。	
	4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅	
	介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者	
	またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回	
	線で接続した電子情報処理組織をいう。	
(提供拒否の禁止)		(2) 提供拒否の禁止
 第八条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定		基準条例第8条は、居宅介護支援の公共性に鑑み、 原則として、指定居宅介護支援の利用申込に対して
居宅介護支援の提供を拒んではならない。		
		のであり、正当な理由なくサービスの提供を拒否す
(サービス提供困難時の対応)		ることを禁止するものである。
第九条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の		なお、ここでいう正当な理由とは、①当該事業所の
事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時		現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込
に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)		者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外
等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護		である場合、③利用申込者が他の指定居宅介護支援事
支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の		業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行ってい
指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講		ることが明らかな場合等である。
相定店宅月護文後事業有の福月での他の必要な相直を講		(3) 要介護認定の申請に係る援助 ① 基準条例第11条第1項は、法第27条第1項に
し/よりAUVよ/より/よV 'o		□

条例	規則	解釈通知
		基づき、被保険者が居宅介護支援事業者に要介護認定
(受給資格等の確認)		の申請に関する手続きを代わって行わせることができ
第十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の		ること等を踏まえ、被保険者から要介護認定の申請の
提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者		代行を依頼された場合等においては、居宅介護支援事
証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要		業者は必要な協力を行わなければならないものとした
介護認定の有効期間を確かめるものとする。		ものである。
万		② 同条第2項は、要介護認定等の申請がなされて
(TE \ 3#37 do o dot) - F 7 [51]		いれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、
(要介護認定の申請に係る援助)		指定居宅介護支援の利用に係る費用が保険給付の対象
第十一条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護		となり得ることを踏まえ、指定居宅介護支援事業者は、
認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、		利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認し
必要な協力を行わなければならない。		た場合には、要介護認定の申請が既に行われているか
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供		どうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該
の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者に		利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行わ
ついては、要介護認定の申請が既に行われているかどう		れるよう必要な援助を行わなければならないこととし
かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申		たものである。
込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう		③ 同条第3項は、要介護認定の有効期間が付され
		ているものであることを踏まえ、指定居宅介護支援事
必要な援助を行わなければならない。		業者は、要介護認定の有効期間を確認した上、要介護
3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請		認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けてい
が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効		る要介護認定の有効期開が終了する1月前にはなさ
期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助		れるよう、必要な援助を行わなければならないことと
を行わなければならない。		したものである。
		(4) 身分を証する書類の携行
(身分を証する書類の携行)		基準条例第12条は、利用者が安心して指定居宅介
第十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護		護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援事業が、火芸化学民党の護士授事業がの企業士授事
支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行		業者が、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門 員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利
		貝に川磯又抜号門貝証を携行させ、柳凹胡同時及び利

条例	規則	解釈通知
させ、初回訪問時または利用者もしくはその家族から求		用者又はその家族から求められたときは、これを提
められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければ		示すべき旨を指導するべきこととしたものである。
ならない。		(5) 利用料等の受領
		① 基準条例第13条第1項は、利用者間の公平及び利
(利用料等の受領)		用者の保護の観点から、保険給付がいわゆる償還払い
第十三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援		となる場合と、保険給付が利用者に代わり指定居宅介
(法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス		護支援事業者に支払われる場合(以下「代理受領がな
(IP)IVIA 1 · VIVIVIA X · VIVIVIA A · CIA BY INCV		される場合」という。)の間で、一方の経費が他方へ転
計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービ		嫁等されることがないよう、償還払いの場合の指定居
ス計画費をいう。以下同じ。) が当該指定居宅介護支援事		宅介護支援の利用料の額と、居宅介護サービス計画費
業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際		の額(要するに、代理受領がなされる場合の指定居宅
にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービ		介護支援に係る費用の額)との間に、不合理な差額を
ス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以		設けてはならないこととするとともに、これによって、
下同じ。) と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不		償還払いの場合であっても原則として利用者負担が生 じないこととする趣旨である。
合理な差額が生じないようにしなければならない。		② 同条第2項は、指定居宅介護支援の提供に関して、
2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利		利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域
用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居		の居宅において指定居宅介護支援を行う場合の交通費
宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに		の支払いを利用者から受けることができることとし、
要した交通費の支払を利用者から受けることができる。		保険給付の対象となっているサービスと明確に区分さ
3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額		れないあいまいな名目による費用の支払いを受けるこ
に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用		とは認めないこととしたものである。
者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費		③ 同条第3項は、指定居宅介護支援事業者は、前項の
		交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、
用について説明を行い、利用者の同意を得なければなら		利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を
ない。		行い、利用者の同意を得な
		ければならないこととしたものである。
(保険給付の請求のための証明書の交付)		(6) 保険給付の請求のための証明書の交付

条例	規則	解釈通知
条例 第十四条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定居宅介護支援の基本取扱方針) 第十五条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第十六条 指定居宅介護支援の方針は、第三条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。	規則 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第四条 条例第十六条(条例第三十三条において準用する 場合を含む。)に規定する規則で定める指定居宅介護支援 の方針は、次に掲げるとおりとする。 - 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門 員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当さ せるものとする。	解釈通知 基準条例第14条は、居宅介護支援に係る保険給付がいわゆる償還払いとなる場合に、利用者が保険給付の請求を容易に行えるよう、指定居宅介護支援事業者は、利用料の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するべきこととしたものである。 (7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針基準条例第16条、条例施行規則第4条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。なお、利用者の課題分析(第6号)から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼(第12号)に掲げる一連の業務については、基準条例第3条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切な対応しなければならない。 ① 介護支援事門員による居宅サービス計画の作成(条例施行規則第4条第1号)指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作

条例	規則	解釈通知
	 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。 	成に関する業務の主要な過程を介護支援専門員に担当させることとしたものである。 ② 指定居宅介護支援の基本的留意点(第2号) 指定居宅介護支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定居宅介護支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、介護支援専門員は、指定居宅介護支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。 ③ 継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用(第3号) 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に居宅サービスが提供されることが重要である。介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、計画的に指定居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはな
	四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護 給付等対象サービス(介護保険法(平成九年法律第百二 十三号。以下「法」という。)第二十四条第二項に規定 する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外	らない。 ④ 総合的な居宅サービス計画の作成(第4号) 居宅サービス計画は、利用者の目常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、 居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者 の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サー

条例	規則	解釈通知
	の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住 民による自発的な活動によるサービス等の利用も含め て居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければ ならない。	ビス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して 行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにお ける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サー ビス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、 配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更に
		は、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。 なお、介護支援専門員は、当該日常生活全般を支援する上で、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域
	五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始 に当たっては、利用者によるサービスの選択に資する よう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に 関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用 者またはその家族に対して提供するものとする。	で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望ましい。 (5) 利用者自身によるサービスの選択(第5号)介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。したがって、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏
		した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあって

条例	規則	解釈通知
条例	規則 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	解釈通知 はならないものである。 ⑥ 課題分析の実施(第6号) 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなる。 課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。 なお、当該課題分析は、介護支援専門員の個人的な考
	七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題 の把握(以下「アセスメント」という。)に当たって は、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に 面接して行わなければならない。この場合において、 介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者およびその家 族に対して十分に説明し、理解を得なければならな い。	え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものであるが、この課題分析の方法 については、別途通知するところによるものである。 ② 課題分析における留意点(第7号) 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対し

条例	規則	解釈通知
		て十分に説明し、理解を得なければならない。なお、こ
		のため、介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めるこ
		とが重要である。
		また、当該アセスメントの結果について記録するとと
		もに、基準条例第32条第2項の規定に基づき、当該記
	八 介護支援専門員は、利用者の希望および利用者につ	録は、5年間保存しなければならない。
		⑧ 居宅サービス計画原案の作成(第8号)
	いてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の	介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活
	希望および当該地域における指定居宅サービス等が	の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識
	提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより	し、居宅サービス計画原案を作成しなければならない。
	把握された解決すべき課題に対応するための最も適	したがって、居宅サービス計画原案は、利用者の希望及
	切なサービスの組合せについて検討し、利用者および	び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見
	その家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、	地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における
	生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目	指定居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、
	標およびその達成時期、サービスの種類、内容および	実現可能なものとする必要がある。
		また、当該居宅サービス計画原案には、利用者及びそ
	利用料ならびにサービスを提供する上での留意事項	の家族の生活に対する意向及び総合的な援肋の方針並び
	等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなけ	に生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供され
	ればならない。	るサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成
		するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明
		確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び
		各指定居宅サービス等の評価を行い得るようにすること
		が重要である。
		さらに、提供されるサービスの目標とは、利用者がサ
		ービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであ
		り、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味
		するものではないことに留意する必要がある。
	九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援	⑨ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取(第9

条例	規則	解釈通知
	専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者お	뮷)
	よびその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計	介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居
	画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者	宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目標を
	(以下この条において「担当者」という。) を召集し	達成するために具体的なサービスの内容として何ができ
	て行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用	るかなどについて、利用者やその家族、居宅サービス計
	者の状況等に関する情報を担当者と共有するととも	画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からな
	に、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担	るサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に
	. ,	関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的な
	当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとす	見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。な
	る。ただし、やむを得ない理由がある場合については、	お、利用者やその家族の参加が望ましくない場合(家庭
	担当者に対する照会等により意見を求めることがで	内暴力等)には、必ずしも参加を求めるものではないこ
	きるものとする。	とに留意されたい。また、やむを得ない理由がある場合
		については、サービス担当者に対する照会等により意見
		を求めることができるものとしているが、この場合にも、
		緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況 等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有
		できるようにする必要がある。なお、ここでいうやむを
		得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、
		サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への
		参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更で
		あって、利用者の状態に大きな変化が見られない等にお
		ける軽微な変更の場合等が想定される。
		なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者
		への照会内容について記録するとともに、基準条例第3
		2条の第2項の規定に基づき、当該記録は、5年聞保存
		しなければならない。
	十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置	⑩ 居宅サービス計画の説明及び同意(第10号)
	付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象	居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス等の

条例	規則	解釈通知
	となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計	選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当
	画の原案の内容について利用者またはその家族に対	該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなら
	して説明し、文書により利用者の同意を得なければな	ない。利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本
	らない。	理念である。このため、当該計画原案の作成に当たって、
		これに位置付けるサービスについて、また、サービスの
		内容についても利用者の希望を尊重することとともに、
		作成された居宅サービス計画の原案についても、最終的
		には、その内容について説明を行った上で文書によって
		利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用
		者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の
		意向の反映の機会を保障しようとするものである。
		また、当該説明及び同意を要する居宅サービス計画原
		案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3
		表まで、第6表及び第7表(「介護サービス計画書の様式
		及び課題分析標準項目の提示について」(平成 11 年 11 月
		12 目老企第 29 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
		に示す標準様式を指す。) に相当するものすべてを指すも
		のである。
	十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した	⑪ 居宅サービス計画の交付(第 11 号)
	際には、当該居宅サービス計画を利用者および担当者	居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者
	に交付しなければならない。	及び担当者に交付しなければならない。
		また、介護支援専門員は、担当者に対して居宅サービ
		ス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等に
		ついて十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った
		上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計
		画(以下「個別サービス計 画」という。)における位置
		付けを理解できるように配慮する必要がある。
		なお、基準条例第32条第2項の規定に基づき、居宅

条例	規則	解釈通知
		サービス計画は、5年間保存しなければならない。
	十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付け	⑩ 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼(第 12
	た指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画	号)
	(福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備およ	居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高
	び運営に関する基準等に関する条例(平成二十四年福	め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者との意識
	井県条例第六十号。以下「指定居宅サービス等基準条	の共有を図ることが重要である。
	例」という。)第二十五条第一項に規定する訪問介護	このため、条例施行規則第4条第12号に基づき、担
	計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例におい	当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対
	11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画
	て位置付けられている計画の提出を求めるものとす	と個別サービス計画の連動性や整合性について確認する
	పే.	こととしたものである。 なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、
		はね、
		ビス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認に
		ついては、居宅サービス計画を担当者に交付したときに
		限らず、必要に応じて行うことが望ましい。
		さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画
		の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サ
		ービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議におい
		て情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。
	十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、	⑬ 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等(第
	居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者について	13 号)
	の継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応	指定居宅介護支援においては、利用者の有する解決す
		べき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者
	じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業	に提供し続けることが重要である。このために介護支援
	者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものと 、、。	専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意するこ
	する。	とが重要であり、居宅サービス計画の作成後、居宅サー
		ビス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な

条例	規則	解釈通知
	十四 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。	アセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。 なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、当該指定居宅サービス事業者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。 ④ モニタリングの実施(第14号) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録することが必要である。また、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

条例	規則	解釈通知
条例	規則 十五 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合 中 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 十六 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。	解釈通知 なお、基準条例第32条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑤ 居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取(第15号) 介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合など本号に掲げる場合には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の目程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、基準条例第32条第2項の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければならない。また、前記の担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様である。 ⑥ 居宅サービス計画の変更(第16号) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、条例施行規則第4条第3号から第12

ス場供日時の変更等で、介護支援専門員が条例施行規則 第4条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと制所したもの)を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に割 意することが重要であることは、同条第13号 ① 過密をサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその歴宅においても常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が介護保険施設への利用者を望する場合には、介護保険施設への利用者が介護保険施設への入院または入用を望する場合には、介護保険施設への利用者が必要保険施設への行きを望する場合には、介護保険施設はそれで制度がある。 1 「八 介護支援専門員は、介護保険施設等のの提供を行うものとする。 1 「八 介護支援専門員は、介護保険施設等から遺院または退所しようとする要介護者から保証を行うものとする。 1 「介護大援専門員は、介護保険施設等のと遺院支持の紹介をの他の便宜の提供を行うものとする。 1 「介護大援専門員は、介護保険施設はそれで紹介を他の便宜の提供を行うものとする。 1 「介護保険施設等から遺院支持の保護を対策をするようも、主治医の意見を参考に対して、主治医に登見を求める等をして、指常保険施設される場合には、介護保険施設等のとする。 2 「介護保険施設等がら退院支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。 1 「人間保険施設を可能を対する場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から歴取する等の連携を介護保険施設等の従業者から歴取する等の連携を介護保険施設等の従業者から歴取する等の連携を介護保険施設等の従業者から歴取する等の連携を介護保険施設等の従業者から歴取する等の連携を介護保険施設等の従業者から歴取する等の連携を介護保険施設等の従業者から歴取する等の連携を介護保険施設等の従業者がら歴取する等の連携を介護保険施設等の従業者がら歴史の程度に対するといり、日本での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者がら歴史の経覚に対するといり、日本での生活における介護との留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から歴史の経覚に対しませない。日本での生活における介護との留意点等の情報を介護保険施設等の従業者がら歴史の保護に対しませないませないませないませないませないませないませないませないませないませない	条例	規則	解釈通知
		び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 十八 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うも	なお、利用者の希望による軽微な変更(例えばサービス提供目時の変更等で、介護支援専門員が条例施行規則第4条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの)を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第13号(過居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等)に規定したとおりであるので念のため申し添える。 ② 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供(第17号)介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 ③ 介護保険施設との連携(第18号)介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から居宅介護支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うこ

条例	規則	解釈通知
	十九 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハ	19 主治の医師等の意見等 (第19号・第20号)
	ビリテーション等の医療サービスの利用を希望して	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテ
	いる場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て	ーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期
	主治の医師または歯科医師(以下「主治の医師等」と	巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを利
	・ いう。) の意見を求めなければならない。	用する場合に限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護
	二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、	(訪問看護サービスを利用する場合に限る。) について
	通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付	は、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」と
	· = // - // - // - // - // - // - // - /	いう。) 等がその必要性を認めたものに限られるものであ
	ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の	ることから、介護支援専門員は、これらの医療サービス
	医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、	を居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の
	医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付け	医師等の指示があることを確認しなければならない。
	る場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主	このため、利用者がこれらの医療サービスを希望して
	治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されて	いる場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あ
	いるときは、当該留意点を尊重してこれを行うものと	らかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求
	する。	めなければならない。
		なお、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅
		サービス計画に位置付ける場合にあって、当該指定居宅
		サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意
		事項が示されているとき、介護支援専門員は、当該留意
		点を尊重して居宅介護支援を行うものとする。
	二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入	② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅サービス計画。の位置はは(第 01 日)
	所生活介護または短期入所療養介護を位置付ける場	ス計画への位置付け (第 21 号)
	合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生	短期入所生活介護及び短期入所療養介護(以下「短期
	活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の	入所サービス」という。) は、利用者の自立した日常生活 の維特のために利用されるものであり、指定居宅介護支
	状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、	
	短期入所生活介護および短期入所療養介護を利用す	援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付 ける居宅サービス計画の作成に当たって、利用者にとっ
	る日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超	でこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるよ

条例	規則	解釈通知
	えないようにしなければならない。	うに十分に留意しなければならないことを明確化したも
		のである。
		この場合において、短期入所サービスの利用日数に係
		る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」
		という目安については、居宅サービス計画の作成過程に
		おける個々の利用者の心身の状況やその置かれている環
		境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維特のための必
		要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介
		護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機
		械的な運用を求めるものではない。
		従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向
		に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が
		特に必要と認められる場合においては、これを上回る日
		数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付ける
	 二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用	ことも可能である。
		② 福祉用具賃与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計
	具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当	画への反映 (第22号・第23号)
	性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を 	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その
	記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者	特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を
	会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性	十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大
	について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受	きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別
	ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計	途記録する必要がある。
	 画に記載しなければならない。	このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福
	二十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福	祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合に
	社用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の	は、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具
		貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなけれ
	妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要	ばならない。
	な理由を記載しなければならない。	なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作

条例	規則	解釈通知
		成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、
		利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について
		専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用
		具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居
		宅サービス計画に記載しなければならない。
		また、福祉用具貸与については以下の項目について留
		意することとする。
		ア 介護支援専門員は、要介護1の利用者(以下「軽
		度者」という。) の居宅サービス計画に指定福祉用
		具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定
		める基準に適合する利用者等」(平成 27 年厚生労働
		省告示第 94 号)第 31 号のイで定める状態像の者で
		あることを確認するため、当該軽度者の「要介護認
		定等基準時間の推計の方法」(平成 12 年厚生省告示
		第91号)別表第1の調査票について必要な部分(実
		施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認が
		できる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の
		状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票
		の写し」という。)を市町村から入手しなければな
		らない。
		ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専
		門員へ提示することに、あらかじめ同意していない
		場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人
		に情報開示させ、それを入手しなければならない。
		イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを
		指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を
		得たうえで、市町村より入手した調査票の写しにつ
		いて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸

条例	規則	解釈通知
		与事業者へ送付しなければならない。
		ウ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サー
		ビスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通
		所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に
		係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額
		の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事
		項について」(平成 12 年老企第 36 号) の第二の 9
		(2) ①ウの判断方法による場合については、福祉
		用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、
		同 i)から iii)までのいずれかに該当する旨につ
		いて、主治医意見書による方法のほか、医師の診断
		書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医
		師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記
		載しなければならない。この場合において、介護支
		援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽
		度者に係る医師の所見及び医師の名前について確
		認があったときには、利用者の同意を得て、適切に
		その内容について情報提供しなければならない。
	二十四 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者	② 認定審査会意見等の居宅サービス計画への反映(第24
	証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見	号)
	または法第三十七条第一項の規定による指定に係る	指定居宅サービス事業者は、法第73条第2項の規定に
	居宅サービスもしくは地域密着型サービスの種類に	基づき認定審査会意見が被保険者証に記されているとき
	ついての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同	は、当該意見に従って、当該被保険者に当該指定居宅サ
	 条第一項の規定による指定に係る居宅サービスもし	ービスを提供するように努める必要があり、介護支援専
	くは地域密着型サービスの種類については、その変更	門員は、利用者が提示する被保険者証にこれらの記載が
	の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た	ある場合には、利用者にその趣旨(法第37条第1項の指
		定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービス種類
	上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しな	については、その変更の申請ができることを含む。)につ

条例	規則	解釈通知
	ければならない。 二十五 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利 用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支 援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する 等の連携を図るものとする。	いて説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する必要がある。 ② 指定介護予防支援事業者との連携(第25号) 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者が当該利用者の介護予防サービス計画を作成することになるため、速やかに適切な介護予防サービス計画の作成に着手できるよう、指定居宅介護支援事業所は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る
	二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。	こととしたものである。 ② 指定介護予防支援業務の受託に関する留意点(第 26 号) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援業務を受託するにあたっては、その業務量等を勘案し、指定介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。
	二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。	② 地域ケア会議への協力(第27号) 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険法上に位置付けられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることについて規定されたところである。地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行う

条例	規則	解釈通知
		ことなどを目的としていることから、指定居宅介護支援
		事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力す
		ることが求められる。そのため、地域ケア会議から個別
		のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合に
		は、これに協力するよう努めなければならないことにつ
(油力化理页每)1、18分17亿7和4)		いて、具体的取扱方針においても、規定を設けたもので
(法定代理受領サービスに係る報告)		ある。
第十七条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法		(8) 法定代理受領サービスに係る報告
第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による		① 基準条例第17条第1項は、居宅介護サービス費を
審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会		利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払う
(国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 第		ための手続きとして、指定居宅介護支援事業者に、市
四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をい		町村(国民健康保険団体連合会に委託している場合に
う。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国		あっては当該国民健康保険団体連合会)に対して、居
民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画にお		宅サービス計画において位置付けられている指定居宅
いて位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定		サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付
代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居		けたものに関する情報を記載した文書(給付管理票)
		を毎月提出することを義務づけたものである。
宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		② 同条第2項は、指定居宅介護支援事業者が居宅サー
ス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に		ビス計画に位置付けられている基準該当居宅サービス
係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに		に係る情報を指定居宅サービスに係る情報と合わせて
関する情報を記載した文書を提出しなければならない。		市町村(国民健康保険団体連合会に委託している場合
2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置		にあっては当該国民健康保険団体連合会)に対して提
付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介		供することにより、基準該当居宅サービスに係る特例
護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した		居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支
文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に		払事務が、居宅サービス計画に位置付けられている指 ウログル バスス ススススススス
委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連		定居宅サービスに係る居宅介護サービス費の支払を待
		つことなく、これと同時並行的に行うことができるよ
合会)に対して提出しなければならない。		うにするための規定である。

条例	規則	解釈通知
(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付) 第十八条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅 介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者 からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近 の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を 交付しなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) 第十九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援 を受けている利用者が規則で定める要件に該当する場合 は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しな ければならない。	(利用者に関する市町村への通知) 第五条 条例第十九条 (条例第三十三条において準用する場合を含む。)の規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。 - 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 こ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。	(9) 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 基準条例第18条は、利用者が指定居宅介護支援事業者を変更した場合に、変更後の指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととしたものである。 (10) 利用者に関する市町村への通知 基準条例第19条は、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により、要介護状態若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、介護保険法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定居宅介護支援事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。
(管理者の責務) 第二十条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定 居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の 管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業		

条例	規則	解釈通知
務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)	(運営規程)	(11) 運営規程
第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項であって規則で定めるものに関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。	第六条 条例第二十一条(条例第三十三条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。 一 事業の目的および運営の方針 二 職員の職種、員数および職務内容 三 営業日および営業時間 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容および利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 その他運営に関する重要事項	基準条例第21条は、指定居宅介護支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため、条例施行規則第1号から第6号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定居宅介護支援事業所ごとに義務づけたものである。特に次の点に留意する必要がある。 ① 職員の職種、員数及び職務内容(第2号)職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。② 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額(第4号)指定居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。 ③ 通常の事業の実施地域(第5号)通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定居宅介護支援が行われることを

条例	規則	解釈通知
		妨げるものではない。
(勤務体制の確保)		(12) 勤務体制の確保
第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適		基準条例第22条は、利用者に対する適切な指定居
切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護		宅介護支援の提供を確保するため、職員の勤務体制等
支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務		を規定したものであるが、次の点に留意する必要があ
の体制を定めておかなければならない。		వ .
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所		① 指定居宅介護支援事業所ごとに、原則として月ご
		との勤務表を作成し、介護支援専門員については、
ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員		日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼
に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならな		務開係等を明確にする。
い。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこ		なお、当該勤務の状況等は、基準条例第20条に
の限りでない。		より指定居宅介護支援事業所の管理者が管理する必
3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の		要があり、非常勤の介護支援専門員を含めて当該指
向上のために、その研修の機会を確保しなければならな		定居宅介護支援事業所の業務として一体的に管理さ
<i>۷</i> ۱ ₀		れていることが必要である。従って、非常勤の介護
•		支援専門員が兼務する業務の事業所を居宅介護支援
		の拠点とし独立して利用者ごとの居宅介護支援台帳
		の保管を行うようなことは認められないものであ
		ప .
		② 同条第2項は、当該指定居宅介護支援事業所の従
		業者たる介護支援専門員が指定居宅介護支援を担当
		するべきことを規定したものであり、当該事業所と
		介護支援専門員の関係については、当該事業所の管
		理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶこと
		が要件となるが、雇用契約に限定されるものではな
		いものである。
		③ 同条第3項は、より適切な指定居宅介護支援を行
		うために、介護支援専門員の研修の重要性について

条例	規則	解釈通知
		規定したものであり、指定居宅介護支援事業者は、
		介護支援専門員の資質の向上を図る研修の機会を確
		保しなければならない。特に、介護支援専門員実務
		研修修了後、初めて就業した介護支援専門員につい
		ては、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う
/ ≘几 / 井 ♪ ゝ ト ィ ♡ / 井 口 / 穴 \		初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければ
(設備および備品等)		ならない。
第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うため		(13) 設備及び備品等
に必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支		基準条例第23条に掲げる設備及び備晶等について
援の提供に必要な設備および備品等を備えなければなら		は、次の点に留意するものである。
ない。		① 指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行う
		ために必要な面積を有する専用の事務室を設けるこ
(従業者の健康管理)		とが望ましいが、他の事業の用に供するものと明確
 第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員		に区分される場合は、他の事業との同一の事務室で
の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行		あっても差し支えないこと。なお、同一事業所にお
		いて他の事業を行う場合に、業務に支障がないとき
わなければならない。		は、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定
		されていれば足りるものとする。
		② 専用の事務室又は区画については、相談、サービ
		ス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確
		保することとし、相談のためのスペース等は利用者
		が直接出入りできるなど利用しやすい構造とするこ
		と。
		③ 指定居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保
		すること。ただし、他の事業所及び施設等と同一敷
		地内にある場合であって、指定居宅介護支援の事業
		及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない
		場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられ

条例	規則	解釈通知
		た設備及び備品等を使用することができるものとす
(掲示)		る。
第二十五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支		(14) 掲示
援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援		基準条例第25条は、基準条例第7条の規定により
専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選		居宅介護支援の提供開始時に利用者のサービスの選択
状に資すると認められる重要事項を掲示しなければなら		に資する重要事項(その内容については(1)参照)を
ない。		利用者及びその家族に対して説明を行った上で同意を
		得ることとしていることに加え、指定居宅介護支援事
		業所への当該重要事項の掲示を義務づけることによ
		り、サービス提供が開始された後、継続的にサービス
(秘密保持)		が行われている段階においても利用者の保護を図る趣 旨である。
第二十六条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員そ		(15) 秘密保持
の他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得		① 基準条例第26条第1項は、指定居宅介護支援事業
た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。		所の介護支援専門員その他の従業者に、その業務上知
2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の		り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけた
従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知		ものである。
り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのない		② 同条第2項は、指定居宅介護支援事業者に対して、
よう、必要な措置を講じなければならない。		過去に当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員
3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議(介		その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利
護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用		用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要
者およびその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス		な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的に
計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を		は、指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支
招集して行う会議をいう。) 等において、利用者の個人情		援事業所の介護支援専門員その他の従業者が、従業者
報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人		でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき
		旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金につ
情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書		いての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするも
により得ておかなければならない。		のである。

条例	規則	解釈通知
		③ 同条第3項は、介護支援専門員及び居宅サービス計
(広告)		画に位置付けた各居宅サービスの担当者が課題分析情
第二十七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支		報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題
援事業所について広告をする場合においては、その内容		等の個人情報を共有するためには、あらかじめ、文書
が虚偽または誇大なものであってはならない。		により利用者及びその家族から同意を得る必要がある
が一般に向よたでは時人なもなってめらってはなりなく。		ことを規定したものであるが、この同意については、
		指定居宅介護支援事業者が、指定居宅介護支援開始時
		に、利用者及びその家族の代表から、連携するサービ
		ス担当者間で個人情報を用いることについて包括的に
		同意を得ることで足りるものである。
(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)		(16) 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等
第二十八条 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護		① 基準条例第28条第1項は、居宅サービス計画の作
支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成または		成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業者及び指定
変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専		居宅介護支援事業所の管理者が当該居宅介護支援事業
門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービ		所の介護支援専門員に利益誘導のために特定の居宅サ
スを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。		ービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示
		等を行うことを禁じた規定である。これは、居宅サー
2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サ		ビス計画があくまで利用者の解決すべき課題に即した
ービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特		ものでなければならないという居宅介護支援の公正中
定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき		立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、指定
旨の指示等を行ってはならない。		居宅介護支援事業者又は指定居宅介護支援事業所の管
3 指定居宅介護支援事業者およびその従業者は、居宅サ		理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位
ービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特		置付けるように指示すること等により、解決すべき課
定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させる		題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事
ことの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品		業者の利用を妨げることを指すものである。また、介
		護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、
その他の財産上の利益を収受してはならない。		解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービ
		ス計画に位置付けることがあってはならない。まして

条例	規則	解釈通知
		や指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業
		所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専
		門員に同旨の指示をしてはならない。
		② 同条第2項は、指定居宅介護支援事業所の介護支援
		専門員が利用者に利益誘導のために特定の居宅サービ
		ス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を
		行うことを禁じた規定である。これも前項に規定した
		指定居宅介護支援の公正中立の原則の遵守をうたった
		ものであり、例えば、指定居宅介護支援事業所の介護
		支援専門員が、同一法人系列の居宅サービス事業者の
		みを利用するように指示すること等により、解決すべ
		き課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービ
		ス事業者の利用を妨げることを指すものである。また、
		介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るため
		に、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サ
		ービス計画に位置付けることがあってはならない。
		③ 同条第3項は、居宅介護支援の公正中立性を確保す
		るために、指定居宅介護支援事業者及びその従業者が、
		利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサ
		ービスを利用させることの対償として、当該居宅サー
		ビス事業者等から、金品その他の財産上の利益を収受
(苦情処理)		してはならないこととしたものである。
第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指		(17) 苦情処理
		① 基準条例第29条第1項は、利用者の保護及び適切
定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付		かつ円滑な指定居宅介護支援、指定居宅サービス等の
けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介 		利用に資するため、自ら提供した指定居宅介護支援又
護支援等」という。)に対する利用者およびその家族から		は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サー
の苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。		ビス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速

条例	規則	解釈通知
2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた		かつ適切に対応しなければならないこととしたもので
場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		ある。具体的には、指定居宅介護支援等についての苦
3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介		情の場合には、当該事業者は、利用者又はその家族、
護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う		指定居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係
文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該		る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利
市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利		用者に説明しなければならないものである。
用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると		なお、介護保険法第23条の規定に基づき、市町村
		から居宅サービス計画の提出を求められた場合には、
ともに、市町村から指導または助言を受けた場合におい		基準条例第29条第3項の規定に基づいて、その求め
ては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わな		に応じなければならないものである。
ければならない。		② 同条第2項は、苦情に対し指定居宅介護支援事業者
4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあっ		が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情 (指定居宅介護支援事業者が提供したサービスとは関
た場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなけれ		(相足店七川護又抜事来有が促供したり一しへとは関係のないものを除く。)の内容等を記録することを義務
ばならない。		「ボウないものを添く。」の内存等を記録することを 我 伤 づけたものである。
5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画		また、指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービス
に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サ		の質の向上を図る上での重要な情報であるとの詰識に
ービスまたは法第四十二条の二第一項に規定する指定地		立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向
域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合		けた取組を自ら行うべきである。
会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わ		なお、基準条例第32条第2項に規定に基づき、苦
なければならない。		情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。
6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対		③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業
する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会		務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体
が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力すると		連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁である市
ともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健		町村が、一次的には居宅サービス等に関する苦情に対
		応することが多くなることと考えられることから、市
康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場		町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指
合においては、当該指導または助言に従って必要な改善		定居宅介護支援事業者に対する苦情に関する調査や指

条例	規則	解釈通知
を行わなければならない。		導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたもの
7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会		である。
からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民		④ なお、指定居宅介護支援事業者は、当該事業所にお
健康保険団体連合会に報告しなければならない。		ける苦情を処理するために講ずる措置の概要について
		明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び
(事故発生時の対応)		手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書
		に記載するとともに、事業所に掲示するべきものであ
第三十条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指		る。
定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速		(18) 事故発生時の対応
やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、		基準条例第30条は、利用者が安心して指定居宅介
必要な措置を講じなければならない。		護支援の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな
2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況および		対応を規定したものである。指定居宅介護支援事業者
事故に際して採った処置について記録しなければならな		は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事
<i>۷</i> ۰		故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に
3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅		連絡し、必要な措置を講じるべきこととするとともに、
		当該事故の状況及び事故に際して採った処置について
介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に		記録し、また、利用者に対する指定居宅介護支援の提
は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠
		償を速やかに行うべきこととしたものである。
		なお、基準条例第32条第2項の規定に基づき、事
		故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
		は、2年開保存しなければならない。
		このほか、以下の点に留意されたい。
		① 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定
		居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の対
		応方法について、あらかじめ定めておくことが望ま
		しいこと。
		② 指定居宅介護支援事業者は、賠償すべき事態とな

条例	規則	解釈通知
条例 (会計の区分) 第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 (記録の整備) 第三十二条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第二号に掲げる書類についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてはその完結の日から二年間保存しなければならない。 一 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録であって規則で定めるもの 二 個々の利用者ごとの居宅介護支援台帳であって規則で定めるもの	(記録の整備) 第七条 条例第三十二条第二項第一号(条例第三十三条に おいて準用する場合を含む。)の規則で定める記録は、第 四条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との 連絡調整に関する記録とする。 2 条例第三十二条第二項第二号(条例第三十三条におい て準用する場合を含む。)の規則で定める居宅介護支援台 帳は、次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳とす る。 一 居宅サービス計画 二 第四条第七号に規定するアセスメントの結果の記録	解釈通知 った場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、事業者は損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいこと。 ③ 指定居宅介護支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 (19) 会計の区分 基準条例第31条は、指定居宅介護支援事業者に係る会計の区分について定めたものである。なお、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものである。 (20) 記録の整備 基準条例第32条第2項にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。 ① 第一号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録については、実施した日 ② 第二号の居宅介護支援台帳中、居宅サービス計画書については計画の満了日、それ以外については、実施した日 ③ 第三号の市町村への通知に係る記録については、当該記録を作成した日 ④ 第四号の苦情の内容等の記録については、当該記録を作成した日 ⑤ 第五号の事故の状況および事故に際して採った処置についての記録については、当該記録を作成した日

条例	規則	解釈通知
三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 四 第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 第三十条第二項に規定する事故の状況および事故に 際して採った処置についての記録		
第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準		4 基準該当居宅介護支援に関する基準 基準条例第3条の2、第2章から第3章(第29条第 6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支
(準用) 第三十三条 第三条、第二章および第三章(第二十九条第 六項および第七項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護 支援の事業について準用する。この場合において、第七 条第一項中「第二十一条」とあるのは「第三十三条において準用する第二十一条」と、第十三条第一項中「指定 居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定に基づき居宅 介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居 宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除 く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介 護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第三 項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み 替えるものとする。		援の事業について準用されるため、1から3まで(「基本方針」「人員に関する基準」及び「運営に関する基準」)を参照されたい。この場合において、準用される基準第 13条第1項の規定は、基準該当居宅介護支援事業者が利用者から受領する利用料と、原則として特例居宅介護サービス計画費との間に不合理な差異が生じることを禁ずることにより、基準該当居宅介護支援についても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨であることに留意されたい。
第五章 雑則		

条例	規則	解釈通知
(規則への委任)		
第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施		
行に関し必要な事項は、規則で定める。		
附則	附則	
(施行期日)	この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。	
1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。		
(福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および		
運営の基準等に関する条例の一部改正)		
2 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および		
運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第		
六十号) の一部を次のように改正する。		
第十四条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運		
営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十八号) 第十		
三条第九号」を「福井県指定居宅介護支援等の事業の人		
員および運営の基準等に関する条例(平成二十六年福井		
県条例第五十九条) 第二十六条第三項」に改める。		